

・第4条（まちづくりに参加する権利）に関する他市状況調査一覧

①大阪府下自治体調べ（19団体）

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
1	大阪市	大阪市民活動推進条例	2006	該当なし	(市民の責務) 第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、地域社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自主的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
2	堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例	2009	該当なし	(市民の責務) 第6条 市民は、互いに協力して、犯罪及び事故の防止、防災等の地域の安全に関する活動の推進に努めなければならない。 2 市民は、地域における美化活動への参加等の美しいまちづくりの推進に努めなければならない。 3 市民は、市及び関係機関が行う安全・安心・快適なまちづくりに関する活動に協力するよう努めなければならない。
3	岸和田市	岸和田市自治基本条例	2004	(市民の権利) 第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。	(市民の責務) 第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。 2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。
4	豊中市	豊中市市民公益活動推進条例	2003	該当なし	(市民の役割) 第4条 市民は、市民公益活動への理解を深め、自主的にこれに協力し、又は参加することにより、まちづくりの主体として地域社会の課題に自発的に取り組むよう努めるものとする。
5	豊中市	豊中市自治基本条例	2007	(市民の権利) 第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。 2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。 3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。	(市民の責務) 第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。
6	豊中市	豊中市地域自治推進条例	2012	該当なし	(地域住民の責務) 第5条 地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。
7	池田市	池田市みんなでつくるまちの基本条例	2006	(市民の権利及び責務) 第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。	(市民の権利及び責務) 第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
8	吹田市	吹田市自治基本条例	2007	(市民の権利) 第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 市政に参画すること。	(市民の責務) 第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。 (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。 (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
9	泉大津市	泉大津市参画及び協働の推進に関する条例	2014	該当なし	(市民の役割) 第4条 市民は、基本原則に基づき、地域の特性を生かした住みやすいまちづくりを進めるため、自らが主体であることを認識し、自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
10	八尾市	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	2006	(まちづくりに参加する権利) 第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。	(市民の役割) 第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。 2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。
11	寝屋川市	寝屋川市みんなのまち基本条例	2007	(市民の役割及び責務) 第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。	(市民の役割及び責務) 第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。
12	大東市	大東市自治基本条例	2006	(市民の権利と責務) 第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。 2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。	(市民の権利と責務) 第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。 2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。
13	和泉市	和泉市自治基本条例	2011	(市民の権利) 第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりの情報を知る権利 (2) まちづくりに参加・参画する権利	(市民の責務) 第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
14	箕面市	箕面市市民参加条例	1997	該当なし	(市民の責務) 第五条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。
15	柏原市	柏原市まちづくり基本条例	2006	(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに参加し、その成果を享受する権利を平等に有する。 2 市民は、自己の責任において的確に判断できるようまちづくりに関する情報を知る権利を有する。 3 市民は、市民公益活動に当たっては、自主性及び自立性を尊重されなければならない。 4 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、不当に差別的な扱いを受けない。 5 市民は、まちづくりに参加するに当たり、自らが持つ豊かな知識と経験を活かすことができる権利を有する。	(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加し、又は協働するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
16	門真市	門真市自治基本条例	2014	<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を踏まえ、自治の推進を図るとともに、お互いの権利及び責務を理解し、市民モラルが向上するよう自助努力します。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、及び連携し合うことにより、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに市政に参加し、及び参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史及び文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人及び地域とのつながりの大切さを知り、それらに積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域が一体となって子どもを見守る環境の整備に努めます。</p>	<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を踏まえ、自治の推進を図るとともに、お互いの権利及び責務を理解し、市民モラルが向上するよう自助努力します。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、及び連携し合うことにより、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに市政に参加し、及び参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史及び文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人及び地域とのつながりの大切さを知り、それらに積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域が一体となって子どもを見守る環境の整備に努めます。</p>
17	泉南市	泉南市自治基本条例	2012	<p>（市民の権利）</p> <p>第7条 市民は、国籍、性別、年齢等に関わらず、平等にまちづくりに参画する権利を有します。ただし、参加、不参加に関わらず差別的な取り扱いを受けるものではありません。</p> <p>2 市民は、法令等により制限される場合を除き、市政に関して全てのことを知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、良好な環境で暮らし、活動する権利を有します。</p> <p>4 市民は、活動に関して自主性、自立性が尊重される権利を有します。</p> <p>5 市民は、市が提供するサービスを受ける権利を有します。</p>	<p>（市民の責務）</p> <p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体としての多様性を認め、全ての人権を守るとともに弱者や環境に配慮するよう努めなくてはなりません。</p> <p>3 市民は、まちづくりを通じて良好な環境を次世代へ引き継がなければなりません。</p> <p>4 市民は、まちづくりに参画するにあたって自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>5 市民は、第7条に定める権利の行使にあたっては濫用することなく、常に公共の福祉に配慮するよう努めなければなりません。</p>
18	大阪狭山市	大阪狭山市自治基本条例	2010	<p>（市民の権利）</p> <p>第8条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参画する権利を有する。</p>	<p>（市民の責務）</p> <p>第9条 市民は、互いを認め合い、思いやり、意思の疎通を図り、協力しながらまちづくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。</p>
19	阪南市	阪南市自治基本条例	2009	<p>（市民の権利）</p> <p>第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。</p> <p>2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。</p>	<p>（市民の責務）</p> <p>第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>

②2015年以降に制定した自治体調べ（23団体）

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
1	岩倉市	岩倉市市民参加条例	2016	該当なし	(市民の役割) 第3条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めるものとしします。 2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うよう努めるものとしします。 3 市民は、互いを理解し、尊重するよう努めるものとしします。
2	室戸市	室戸市まちづくり条例	2017	該当なし	(市民の役割と責務) 第9条 市民は、市政に関する情報を積極的に取得し、市政に参加するよう努めます。 2 市民は、自治及び地域づくりの担い手として、知恵や力をまちづくりのために発揮します。
3	茂原市	茂原市まちづくり条例	2015	(市民等の権利) 第9条 市民等は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。 2 市民等は、まちづくりの主体として、参加する権利を有しています。 3 市民等によるまちづくりは、自主性と自立性が尊重されるものとしします。	(市民等の役割) 第10条 市民等は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的に参加するよう努めるものとしします。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。 2 市民等は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。
4	青森市	青森市まちづくり条例	2016	該当なし	(市民の責務) 第十一条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、可能な範囲で主体的にまちづくりに取り組むものとする。 2 市民は、まちづくりに当たっては、自らが持つ知識及び技術を提供し、及び建設的な提言を行うものとする。 3 市民は、まちづくりに当たっては、支援を必要とする者に配慮するものとする。 4 市民は、まちづくりに当たっては、公序良俗に反しないよう配慮するものとする。 5 市民は、まちづくりの重要な担い手である市民活動団体の役割について理解を深め、市民活動団体及びその活動に積極的に協力し、及び参加するよう努めるものとする。 6 市民は、地域コミュニティ団体に対する理解を深め、積極的にその活動に参加するよう努めるものとする。
5	加美町	加美町まちづくり基本条例	2016	(町民の権利) 第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があります。 2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。	(町民の責務) 第7条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。 2 町民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重するよう努めます。 3 町民は、近隣とのつながりを大切にし、共に支え合える地域社会づくりに努めます。
6	釧路市	釧路市まちづくり基本条例	2015	(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
7	瑞浪市	瑞浪市まちづくり基本条例	2015	(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。 2 市民は、まちづくりについての情報を知る権利を有し、情報の公開を求めることができます。	(市民の責務) 第6条 市民は、互いの活動を尊重し、協働してまちづくりを進めます。 2 市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
8	東栄町	東栄町まちづくり基本条例	2017	(町民の権利) 第5条 町民は、まちづくりの主体であり、積極的にまちづくりに参加することができます。 2 町民は、まちづくりに参加するために、議会及び行政の情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。	(町民の責務) 第6条 町民は、まちづくりを自らが行うものであると自覚し、互いに住みやすく暮らしやすい町の実現に努めます。 2 町民は、まちづくりに関する情報を知るように努めるとともに、他の町民、議会及び行政の意見に耳を傾け、互いの考えを尊重し、町の将来をともに考えます。 3 町民は、他の町民、議会及び行政と協働して積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
9	古賀市	古賀市まちづくり基本条例	2017	該当なし	(市民等の役割等) 第6条 市民等は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にまちづくりに関わるよう努める。 2 市民等がまちづくりに取り組むに当たっては、自発的意思が尊重されるものとする。 3 市民等は、まちづくりに取り組むときは、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
10	村上市	村上市まちづくり基本条例	2015	該当なし	(市民の役割) 第4条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。
11	山県市	山県市まちづくり基本条例	2016	(市民の権利) 第6条 市民は、次の各号に掲げる権利を有し、その行使に際しては、不当に差別的な扱いを受けない。 (1) 市政及び地域活動に参画又は参加できること。 (2) 議会及び行政の保有する情報を知ること。 (3) 行政サービスを公平に受けること。	(市民の役割) 第7条 市民は、次の各号に掲げる役割を担うよう努めるものとする。 (1) 自らまちづくりに積極的に参加すること。 (2) 市民同士が互いに尊重しつつ、まちづくりに協力し合うこと。 (3) まちづくりに必要な市政についての認識を深めること。 (4) 良好な環境を次世代へ引き継ぐまちづくりの意識を持つこと。
12	羽島市	羽島市まちづくり基本条例	2016	(市民の権利) 第6条 市民は、自らの意思により、まちづくりに参画することができます。 2 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。	(市民の役割及び責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めます。 2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、お互いに多様な価値観を認め合いながら、地域全体や次世代のことも考慮し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。 3 自主的に公益性のある活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動を実施するとともに、その活動が広く社会に理解されるよう努めます。
13	甲賀市	甲賀市まちづくり基本条例	2016	(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。	(市民参加) 第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。 2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。 3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
14	王寺町	王寺町まちづくり基本条例	2020	<p>(町民の権利及び責務)</p> <p>第4条 町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画する権利を有するとともに、不参加を理由として不利益な扱いを受けません。</p> <p>2 町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画するものとします。</p> <p>3 町民は、町民同士並びに議会及び行政と連携し、又は協働しながら、安心、安全に暮らせる地域づくりに取り組むものとします。</p> <p>4 子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>5 町民は、議会及び行政と連携し、子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めなければなりません。</p>	<p>(町民の権利及び責務)</p> <p>第4条 町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画する権利を有するとともに、不参加を理由として不利益な扱いを受けません。</p> <p>2 町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画するものとします。</p> <p>3 町民は、町民同士並びに議会及び行政と連携し、又は協働しながら、安心、安全に暮らせる地域づくりに取り組むものとします。</p> <p>4 子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>5 町民は、議会及び行政と連携し、子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めなければなりません。</p>
15	大仙市	だいせんまちづくり基本条例	2016	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりに自ら参加し、自らの意思を表明し、又は提案する権利を有します。</p> <p>2 市民は、大仙市情報公開条例(平成17年大仙市条例第18号)の定めるところにより、市政運営に関する情報を請求する権利を有します。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、多様な主体とともにまちづくりを担い、積極的な参画に努めます。</p> <p>2 市民は、将来のまちづくりの担い手を育てるよう、市と協力して取り組みます。</p> <p>3 市民は、子どもたちが大人になっても住み続けたいと思えるまちづくりに、市と協力して取り組みます。</p>
16	東吾妻町	東吾妻町まちづくり参加条例	2019	該当なし	<p>(住民の責務)</p> <p>第3条 住民は、まちづくりの主役であり、積極的な住民参加に努めなければならない。</p> <p>2 住民参加は、男女平等を基本とし、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。</p>
17	香美市	香美市協働のまちづくり条例	2018	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、市政の情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。</p> <p>2 市民は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p>
18	尼崎市	尼崎市自治のまちづくり条例	2016	<p>(市民等の権利及び責務)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。</p> <p>2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、子ども(市民のうち18歳未満のものをいう。)は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民等の権利及び責務)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。</p> <p>2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、子ども(市民のうち18歳未満のものをいう。)は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>

No	自治体名	条例名	制定年	権利	責務（役割）
19	長崎市	長崎市よかまちづくり基本条例	2015	該当なし	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。</p> <p>2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。</p> <p>3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもって、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。</p> <p>4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。</p>
20	田川市	田川市市民協働のまちづくり条例	2017	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、人として尊重され、安全で安心な生活の中で、幸福を求める権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参加する権利を有する。</p> <p>3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であると認識し、まちづくりについて何ができるか考え、行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民活動についての理解を深め、積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p>
21	飯塚市	飯塚市協働のまちづくり推進条例	2020	該当なし	<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。</p>
22	浜田市	浜田市協働のまちづくり推進条例	2020	<p>(市民等の権利)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p>	<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念ののっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切に、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p>
23	千葉市	千葉市市民自治によるまちづくり条例	2019	該当なし	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。</p> <p>5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。</p> <p>6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。</p> <p>7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。</p>